平成２６年（フ）第５９４号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目29番地の４
破産者　今井　　昭
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５９５号
東京都武蔵村山市残堀１丁目６番地の２福島コーポ101号
破産者　今井　謙二
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５９６号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目29番地の４
破産者　今井美智子
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９１号
東京都昭島市拝島町１丁目11番12号ニューパークサイドヴィラ201号
破産者　三澤　真司
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９２号
東京都昭島市拝島町１丁目11番12号ニューパークサイドヴィラ201号
破産者　三澤惠連こと　チェヘリョン　崔　惠連
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０４号
東京都福生市志茂63番地２ルミネント牛浜305号室
破産者　野上　雅子
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３８号
三重県度会郡度会町平生1078番地
破産者　有限会社豊翠園
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
三重県度会郡度会町平生1078番地
破産者　有限会社生活クラブわたらい茶生産グループ
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
三重県伊勢市御薗町長屋1089番地２　コーポそよかぜＡ101号室、開始決定時の住所三重県伊勢市一之木４丁目９番57号
破産者　鳥羽　才裕
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
三重県伊勢市御薗町長屋1089番地２　コーポそよかぜＡ101号室、前住所三重県度会郡度会町平生1078番地
破産者　鳥羽　幸子
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
三重県伊勢市二見町茶屋228番地
破産者　株式会社朝日館
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
三重県伊勢市二見町茶屋228番地
破産者　喜多　一浩
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１１５４号
京都府向日市上植野町中福知１番地の３
破産者　有限会社スターテック
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９２９号
大阪市阿倍野区昭和町４丁目９番26号
破産者　中山外株式会社
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８号
和歌山県伊都郡九度山町大字入郷310番地
破産者　有限会社ティ・エム・コーポレーション
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５４号
和歌山市小雑賀720番地の13
破産者　有限会社機関紙宣伝センター
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５４７号
岡山市北区北長瀬表町３丁目15番31号
破産者　有限会社エイペックス
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４８号
岡山市中区西川原１丁目８番９号コーポカンナ101号
破産者　中村光男こと　李　　守野
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４号
長崎県西海市西彼町中山郷2428番地２
破産者　農事組合法人西彼きのこ生産組合
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
熊本市中央区水前寺１丁目10番２号
破産者　株式会社善寿食品
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係